

# 一般事業主行動計画

社会福祉法人 白鳳会

社会福祉法人白鳳会では、「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、職員が仕事と家庭・育児を両立できる仕組みを整備し、より働きやすい職場環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるように次の行動計画を策定する。

I 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

II 計画の内容

【目標 1】 育児休業を取得しやすく、職場復帰もしやすい環境の整備をする。

- (対策)
- ① 育児休業規程の内容について、全職員及び対象職員への周知を行う。
  - ② 育児休業を希望する職員には、休業前復職前後に面談し、復職時期、復職後の業務について明確にするとともに、状況の変化がある場合は、その都度本人の意志等も配慮し適切に対応する。
  - ③ 休業中の代替要員を確保することを周知する。

【目標 2】 子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等、より利用しやすい制度を導入する。

- (対策)
- ① 子どもの病気等には柔軟に対応し、休暇及び遅刻、早退等を取得できるよう職場環境を整備する。

【目標 3】 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

- (対策)
- ① 出産予定者に、休業から復職までの諸制度を説明し、必要書類を配布する。
  - ② 対象となる職員の手続きを代行する。

【目標 4】 年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間平均5日以上とする。

- (対策)
- ① 年次有給休暇の取得状況を把握し、とりまとめる。
  - ② 計画的な取得に向けた検討会を開催する。
  - ③ 年次有給休暇の取得計画について職員全体に周知し、取得を呼びかける。